

自動車賃貸借仕様書

自動車賃貸借について必要な事項を次のように定める。なお、当該車両の所有者は落札（決定）者とし、使用者を吉崎市とする。

1. 件 名 吉崎市長寿支援課公用車リース
2. 台 数 1台
3. リース期間 令和7年9月1日から令和12年8月31日まで
4. 主要諸元
 - (1) 排気量等 660ccクラス・ガソリン車
 - (2) ボディ形式 軽乗用（タント・スペーシアクラス）
 - (3) ドア枚数 5枚
 - (4) 乗車定員 4名
 - (5) 変速機形式 AT または CVT
 - (6) 駆動方式 2WDまたは4WD
 - (7) ボディ色 白色またはシルバー
 - (8) その他 新車
5. 一般装備
 - (1) メーカー標準装備
 - (2) エアコン
 - (3) パワーウィンドー、パワーステアリング
 - (4) サポカーSワイド
 - (5) キーレスエントリー
 - (6) 後部座席のシートベルト上記装備以上
6. 付属品
 - (1) フロアマット（前・後席分）
 - (2) サイドバイザー（運転席・助手席）
 - (3) AM/FMラジオ（一式）
 - (4) ドライブレコーダー
（前方が撮影できるタイプ 本体価格1万5千円程度）
 - (5) 標準工具類上記付属品以上
7. 車両納車
令和7年8月31日までに納車。
8. その他
 - (1) 本仕様書に記載されていない事項で機能上当然必要なものは装備することとし、疑義、不明が生じた場合は、市の指示に従うこと。
 - (2) 道路運送車両法等、関係法令に違反しないこと。
 - (3) 3者契約ではなく、2者間での契約である。

9. リース料に含まれる費用及びサービス

(1) 費用

- ①車両代金
- ②当初登録諸費用（車庫証明・納車費用含む）
- ③自動車取得税
- ④（軽）自動車税（期間中全額）
- ⑤自動車重量税（期間中全額）
- ⑥自動車損害賠償責任保険料（期間中全額）
- ⑦自動車リサイクル法にかかる費用

(2) サービス

- ①定期点検整備（全期間中）
- ②継続検査（全期間中）
- ③一般整備修理費（全期間中）
- ④一般消耗品の交換及び補充
- ⑤エンジンオイル交換及びオイルエレメント交換
- ⑥バッテリー交換
- ⑦タイヤ交換

(3) その他

- ①車両後部に「壱岐市」と明示すること。
- ②リース期間満了後は、車両については落札（決定）業者へ返納し、これにかかる費用についても含むものとする。
- ③参考走行距離 1,000 k m / 月程度

- 10. 納入場所 壱岐市保健環境部長寿支援課が指定する場所（市役所公用車駐車場）で配置部署の検収を受けること。
- 11. 特約事項 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であり、履行期間内における当該契約の給付について、各年度間を継続的に、かつ円滑に履行できるようにするための基本契約の締結である。あわせて、各年度内の履行については、壱岐市の各年度の予算の範囲内で履行給付が行われる契約である。
- 12. 支払方法 毎月末締めとし、翌月に消費税を含めて支払う。（60回払）